

第	号	相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書				
		令和 年 月 日				
		大船渡市長 様				
		届出人 住所又は居所 氏 名 電話番号				
		印				
<p>被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記の者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定により届出します。</p> <p>併せて、大船渡市税条例第73条の4の規定により、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。</p>						
被 相 続 人	住所又は居所					
	フリガナ			死亡年月日		
	氏 名			年 月 日		
相 続 人 (現 所 有 者)	氏 名 (個人又は法人番号)	住所又は居所		被相続人 との続柄	相 続 分	
	1 ()					
	2 ()					
	3 ()					
	4 ()					
	5 ()					
	6 ()					
	7 ()					
	8 ()					
代 表 者	新	住所又は居所			電話番号	
		フリガナ			生 年 月 日	
		氏 名	印		年 月 日	
	旧	住所又は居所				
		フリガナ				
		氏 名	印		(※代表者死亡の場合は押印不要)	

第	号	相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書
---	---	-----------------------

記入例

令和 年 月 日

大船渡市長 様

提出する日

届出人
 住所又は居所 **大船渡市盛町字宇津野沢15番地**
 氏 名 **大船渡 山太郎** 印
 電話番号 **0192-27-3111**

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記の者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定により届出します。

併せて、大船渡市税条例第73条の4の規定により、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

亡くなられた方

被相続人	住所又は居所	大船渡市盛町字宇津野沢15番地	
	フリガナ	オオフナト イチタロウ	
	氏 名	大船渡 一太郎	死亡年月日 令和2年2月2日

相続人 (現所有者)	氏 名 (個人又は法人番号)	住所又は居所	被相続人との続柄	相 続 分
	1	大船渡 海子 ()	大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地	妻
2	大船渡 山太郎 ()	同上	子	
3	大船渡 川太郎 ()	大船渡市大船渡町字茶屋前 7 番地 6	子	
4	大船渡 空子 ()	盛岡市～	子	相続放棄
5	()			
6	()			
7	()			
8	()			

相続権がある方全員
※代表者も含む

相続人(現所有者)のうち
代表になる方

代 表 者	新	住所又は居所	同上	電話番号	同上	
		フリガナ	オオフナト ヤマタロウ	生 年 月 日		
		氏 名	大船渡 山太郎	印	昭和51年7月7日	
	旧	住所又は居所				
		フリガナ				
		氏 名	印 (※代表者死亡の場合は押印不要)			

代表者変更の場合は、それまでに代表者だった方の住所、氏名を旧代表者の欄に記入してください。

相続人代表者指定届・固定資産現所有者申告書について

1 手続きの概要

この届出（申告）は、被相続人（亡くなられた方）の市税等の納税通知書の送付に当たり、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から定めていただくものです。

なお、相続人代表者に指定されていた方が亡くなられた場合は、新たな代表者を相続人の中から定めていただく必要があります。

併せて、土地・家屋の所有者（納税義務者）である方が亡くなられた場合に、土地・家屋を現に所有する方（現所有者：通常は相続人）を申告していただくものです。

2 記入のしかた

(1) 届出人の欄

届出をする方の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印（認印で構いません）してください。

(2) 被相続人の欄

亡くなられた方の住所、氏名及び死亡年月日を記入してください。フリガナも必ず記入してください。

(3) 相続人（現所有者）の欄

- ・相続人（現所有者）全員の氏名、住所及び被相続人との続柄（夫、妻、子等）を記入してください。
- ・遠方に住む相続人がいる場合等で本人による署名が難しいときは、本人の了承等があれば他の相続人による代筆で構いません。
- ・相続放棄している方がいる場合は、相続分欄に「相続放棄」と記入してください。
- ・相続人が多く書ききれない場合は、別紙（任意の用紙で可）に記入のうえ、添付してください。

(4) 代表者の欄

- ・相続人（現所有者）の中から代表者を定め、住所、氏名、電話番号及び生年月日を新代表者の欄に記入し、押印（認印で構いません）してください。フリガナも必ず記入してください。
- ・代表者を変更する場合は、それまで代表者だった方の住所及び氏名を旧代表者の欄に記入してください。

3 提出先等

大船渡市総務部税務課（市役所本庁舎1階 8～10番窓口）

大船渡市盛町字津野沢15番地 TEL0192-27-3111（内線140、155、156）

4 留意事項

- (1) 土地・家屋を相続したことを知った日又は土地・家屋を取得した後登記名義人が亡くなられたことを知った日から3か月以内に税務課に届出（申告）をしてください。
- (2) 届出（申告）後、1月1日までに土地・家屋の所有権移転登記が完了した場合は、翌年度から登記簿上の新たな所有者に納税通知書を送付します。未登記家屋の所有者変更が完了した場合も同様です。
- (3) この届出（申告）は、相続を確定するものではありません。また、土地・家屋の登記名義を変更するものではありません。登記名義の変更（相続登記等）については、法務局にて別途手続きが必要です。【盛岡地方法務局大船渡出張所（大船渡市盛町字津野沢8番地1）TEL0192-26-2606】
- (4) 未登記の家屋を未登記のまま相続する場合は、別途「未登記家屋所有者変更届」を税務課資産税係に提出してください。